

件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求めることに関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区京島●●●●●● パワハラから職員を守る墨田区民の会 代表 ● ● ● ●			
受理年月日	令和7年2月21日	受理番号	第13号	
要 旨 職員が庁舎内で政党機関紙の購読を勧誘されたり、購読することで、心理的な圧力を感じたという実態が本当にはないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に、心理的圧力を感じた職員がいた場合には、適切に対応してください。 (理 由) 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会74議会で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、東京都では港区、目黒区、調布市、武蔵村山市、清瀬市及び稲城市で採択されて改善されています。 さらに、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が30以上の自治体で行われました。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、おしなべて3割（3人に1人）以上に上っています。実態調査を実施していない自治体の多くでは、「行政としては、職員から具体的な相談がないので対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けています。 例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘を受けた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなりました。庁舎内でハラスメントが慢性化しています。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議会に届くことはありませんでした。 厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞（令和6年3月24日付け）記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります。 議員と職員は本来的には対等の関係のはずです。しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、それがいびつな関係に転じます。議員の自覚の有無にかかわらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば、議会・行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことです。 議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘することは、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に				

支障が出るかもしれない」等の心理的圧力を伴っている現状があります。さらに、現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員の適正な業務の範囲を超えた精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっています。

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85に上ります。墨田区においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為が行われていないかどうか、また、その勧誘で心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めてください。

また、墨田区庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可が必要な行為のほうです。政党機関紙の勧誘行為を含め、議員もそのルールを遵守するように確認することも合わせてお願いしておきます。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上